

【添付書類】

- (1)大江町不妊治療費助成事業申請用証明書（様式第2号）
- (2)医療機関、薬局の領収書及び医療費明細書の写し
- (3)山形県不妊治療（生殖補助医療）費助成金給付決定通知書の写し
- (4)高額療養費限度額適用認定証、給付通知書等の写し（該当する方）
- (5)加入医療保険等による付加給付の給付額等が記載された書類の写し（該当する方）
- (6)申請者名義の通帳の写し
- (7)マイナンバーカード・運転免許証などの顔写真付き本人確認ができる書類

★（2）における注意事項

薬局で投薬を受けた費用（院外処方薬代）に対する助成を希望する場合は、医療機関の証明書とは別に薬局からの証明書を提出してください。

★（4）・（5）における注意事項

加入している医療保険（以下「保険者」といいます。）から、今回申請する不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）方は、必ず提出してください。

※ 高額療養費や付加給付の制度の詳細や支給方法は、加入している保険者に必ずお問い合わせください。助成金交付後に高額療養費や付加給付の受給が判明した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

<高額療養費>

○医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が、暦月（1日から末日まで）で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。所得に応じて区分アからオの5つに分けられ、区分ごとに自己負担限度額が設定されています。

<付加給付>

- 自己負担額が高額になった場合に、高額療養費とは別に、各保険者が定めた基準に従って独自に行われる給付です。
- 保険者によって付加給付制度の有無が異なります。また、付加給付制度がある場合も、「医療付加金」「療養見舞金」等のように、保険者によって名称が異なることがあります。

<高額療養費及び付加給付の支給方法>

○高額療養費及び付加給付については、自動支給される場合や申請手続きが必要な場合など保険者によって支給方法が異なります。

★確定申告で医療費控除を行う場合は、以下を必ずご確認ください。

支払った医療費のうち、今回の助成金の支給を受けた金額は、控除できません。

助成金を受け取った分も医療費から差し引いて、医療費控除額の計算を行ってください。